

[障がい者制度改革の動向]

H18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

H19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（※H26年1月批准）

- 障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障がいに基づく差別を禁止

H22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

H22年12月の
「障がい者制度改革推進会議」
にて「障害者制度改革の推進の
ための第二次意見」を取りまとめ

H23年8月成立
「障害者基本法」改正

- 公布日（8月5日）施行
一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

H25年9月閣議決定
「第3次障害者基本計画」
（H25年度～H29年度）

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重）
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加

「障害者自立支援法」等の一部改正

- 公布日（H22年12月10日）施行
 - ・発達障害が障害者自立支援法の対象になることの明確化
- H23年10月1日施行
 - ・グループホーム利用の助成
- H24年4月1日施行
 - ・応能負担原則への見直し
 - ・支給決定プロセスの見直し

H24年6月成立（H25年4月施行）
「障害者総合支援法」制定

- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者者への支援など
- 地域生活支援事業の追加

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ(H26年2月19日～)

「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病（難病等）が拡大

- H27年1月（第1次）
130疾病→151疾病へ拡大
- H27年7月（第2次）
151疾病→332疾病へ拡大
- H29年4月（第3次）
332疾病→358疾病へ拡大

「障害者雇用促進法」の一部改正

- H28年4月施行
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
- H30年4月施行
法定雇用率の算定基礎の見直し

H28年5月成立
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 公布日（H28年6月3日）施行
医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
- H30年4月全面施行

H25年6月成立
(H28年4月施行)
「障害者差別解消法」制定

- 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
- 国・都道府県・市町村などの役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

H30年 策定予定
「第4次障害者基本計画」
(H30年度～H34年度)
●計画内容審議中

H30年 基本的な指針公示
「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」